

○糸魚川市まちづくりパワーアップ事業補助金交付要綱

平成17年3月19日

告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の活性化を推進し、市民等が主体となり取り組む地域づくり事業を支援するため、市が予算の範囲内で交付するまちづくりパワーアップ事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、市の活性化及び発展につながるもので、広く市民又は市に貢献し、原則として次の第1号及び第2号に該当し、かつ、第3号のいずれかに該当しなければならない。ただし、当該事業に市から他の助成（地域活性化支援資金融資を除く。）を受けているもの及び交付決定前に着手しているものは、交付対象事業としない。

- (1) 新たに実施する事業又は継続であっても新たな展開を図る事業
- (2) 将来への継続的展開が見込まれる事業
- (3) 次の事項に重点をおいている事業

ア 地域の特色を生かした事業

イ 人材育成事業

ウ 地域活性化を図るイベント事業

エ 芸術文化の継承又はスポーツの振興を目的とする交流事業

オ 地域資源を生かした特産品等の研究開発を図るソフト事業

カ 地域づくり活動に結びつく施設又は設備の整備に関する事業

キ 生活環境の向上に結びつく社会貢献活動の促進を図る事業

(交付対象団体)

第3条 補助金交付の対象となる団体（以下「交付対象団体」という。）は、市民又は市出身者で構成し、地域づくりに積極的に取り組んでいる民間団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体は、交付対象団体としない。

- (1) 法人格を有する団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体及び特定非営利活動促進法（平

成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を除く。)

(2) 営利事業を行う団体

(3) 構成員数が10人未満の団体

(交付対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、事業実施に係る総事業費から次に掲げる経費を除いたものとする。この場合において、国及び県から当該事業に対し助成を受けている場合又は市が運営補助を行っている他の団体から助成を受けている場合は、交付対象経費から当該助成費を除いたものとする。

(1) 食糧費(ただし、外部講師への湯茶の接待又は特産品の研究開発用の材料費については、交付対象経費に含める。)

(2) 賞品及び景品

(3) 人件費(交付対象団体の構成員の人件費)

(4) 事務管理備品

(5) 団体の運営に要する経費

2 第2条第3号オに重点をおいている事業で事業終了時に事業収入を得るために生産した特産品等が残った場合の交付対象経費は、残った特産品等の材料費を除いたものとする。ただし、生産した特産品等の消費期限が30日以内の場合は、この限りでない。

(交付基準)

第5条 交付する補助金の額及び限度額は、次に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 第2条第3号ア、イ、ウ、エ及びキ(ソフト事業)に規定する事業 補助金の額は1団体につき交付対象経費の2分の1以内の額とし、補助金の限度額は25,000円以上500,000円以内の額とする。

(2) 第2条第3号カ及びキ(ハード事業)に規定する事業 補助金の額は1団体につき交付対象経費の2分の1以内の額とし、補助金の限度額は200,000円以上1,000,000円以内の額とする。

(3) 第2条第3号オに規定する事業 補助金の額は1団体につき交付対象経費の2

分の1以内の額又は交付対象経費から生産した特産品等の販売収入額を引いた額のいずれか低い額とし、補助金の限度額は25,000円以上500,000円以内の額とする。

- (4) 第2条第3号ア、イ、ウ、エ、オ及びキ（ソフト事業）に規定する事業（以下「ソフト事業」という。）並びに第2条第3号カ及びキ（ハード事業）に規定する事業（以下「ハード事業」という。）が混在する事業 補助金の額は1団体に付きソフト事業分の交付対象経費（以下「A」という。）の2分の1以内の額及びハード事業分の交付対象経費（以下「B」という。）の2分の1以内の額の合算額とし、ソフト事業分及びハード事業分の補助金の限度額は次のア及びイの式により算定して得た額の合計額とする。

ア ソフト事業分＝25,000円× $\left(A \div (A+B)\right)$ 以上500,000円× $\left(A \div (A+B)\right)$ 以内の額

イ ハード事業分＝200,000円× $\left(B \div (A+B)\right)$ 以上1,000,000円× $\left(B \div (A+B)\right)$ 以内の額

（事前審査）

第6条 補助金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、原則として補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を提出する30日前までに、糸魚川市まちづくりパワーアップ事業企画提案書（様式第1号。以下「企画提案書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、交付対象事業の内容について審査を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 構成員名簿
- (4) 規約
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請団体は、企画提案書の内容について、市長の求めに応じ、説明等を行わなければならない。

3 第1項の企画提案書の提出期間及び前項に規定する説明等の方法については、市長が別に定める。

(審査委員会の設置等)

第7条 市長は、公正な補助金交付を期するため、まちづくりパワーアップ事業補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市職員をもって組織し、委員には企画定住課長、財政課長、商工観光課長、農林水産課長及び生涯学習課長を充てる。

3 委員会に委員長を置き、企画定住課長をもって充て、委員長は、委員会の事務を総括する。

4 委員長は、必要に応じて関係課長等に対し、意見を求めることができるものとする。

(事前審査結果の通知)

第8条 市長は、第6条第1項の企画提案書が提出された場合は、前条に規定する委員会で審査するものとし、審査結果に委員会の意見を付して、申請団体に通知しなければならない。

(交付の申請)

第9条 申請団体は、前条の規定による通知を受けた後、交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、通知を受けた後に事業計画書及び収支予算書を変更する場合は、交付申請書に変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。

(交付の決定)

第10条 市長は、交付申請書が提出された場合は、委員会の事前の審査結果に基づき、交付対象経費及び補助金の額を決定し、速やかに交付決定通知書により通知するものとする。

(事業の変更)

第11条 補助金交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、事業計画を変更しようとするときは、事前に市長の承認を受けなければならない。

(事業の中止)

第12条 交付決定団体は、事業を中止しようとするときは、事前に市長の承認を受けなければならない。この場合において、交付決定後に事業に要した費用については、原則として交付決定団体の負担とする。ただし、気象条件、災害その他意思に

基づかない不測の事態により中止する場合であって、交付決定団体において既に執行済み又は執行が確定している経費について市長が交付対象経費と認めたときは、前条、次条及び第14条の規定を準用する。

(実績の報告)

第13条 交付決定団体は、事業が完了したときには、実績報告書に次の書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第4号）
- (2) 効果報告書（様式第5号）
- (3) 交付対象経費の証拠書類（契約書、受領書等の写し）
- (4) 実施及び完成写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第14条 市長は、実績報告書の審査を経て補助金を交付するものとする。ただし、当該事業の性質上必要と認められる場合には、交付決定額の2分の1を限度として、概算払をすることができる。

(交付の回数)

第15条 市長は、1団体につき年1回補助金を交付するものとし、年度を超え、継続して実施する同一事業については、2年を限度として補助金を交付する。

2 市長は、既に補助金の交付を受けた団体（以下「交付団体」という。）又は交付団体と同一と認められる団体が前項に規定する期間の経過後に新たに交付申請書を提出する場合において、交付対象事業の内容が既に交付を受けた事業内容と同種と認められるときは、交付対象事業としない。

(活動報告等)

第16条 交付団体は、事業が完了した年度（2年度の助成を受けた場合は、2年度目）の翌年度以降3年度間は、各年度の年度末までに、活動報告書を市長に提出するほか、市長の求めに応じ、報告会等で活動内容を発表するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年 3 月19日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日の前日までに、合併前の糸魚川市やる気・元気支援事業補助金交付要綱（平成15年糸魚川市告示第25号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

改正文（平成17年 5 月31日告示第173号）抄

平成17年 6 月 1 日から実施する。

附 則（平成18年 3 月23日告示第24号）

- 1 この要綱は、平成18年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の糸魚川市まちづくりパワーアップ事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請した事業について適用し、同日前に申請した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成19年10月30日告示第110号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の糸魚川市まちづくりパワーアップ事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請した事業について適用し、同日前に申請した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 7 月 1 日告示第117号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年 7 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の糸魚川市まちづくりパワーアップ事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請した事業について適用し、同日前に申請した事業については、なお従前の例による。

改正文（平成22年 3 月26日告示第62号抄）

平成22年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成23年3月31日告示第81号）

平成23年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成24年3月30日告示第83号）

平成24年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成25年2月1日告示第11号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（平成26年3月31日告示第80号）

平成26年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成27年3月25日告示第72号）

平成27年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成28年3月22日告示第50号）

平成28年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成30年4月1日告示第109号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（令和4年1月30日告示第13号）

告示の日から施行する。